

(仮) 上田市議会基本条例原案に関するご意見等に対する
上田市議会機能強化特別委員会の考え方

上田市議会では、「平成25年度上田市議会報告会」において(仮)上田市議会基本条例原案に対するご意見を伺いました。

皆様からいただきました、ご意見等に対する考え方がまとまりましたのでお知らせします。ご参加とご協力ありがとうございました。

なお、個別のご意見に直接回答はいたしませんので、ご了承下さい。 平成25年12月

No.	章	条項	ご意見等の内容	ご意見に対する考え方
1		全体	議会基本条例を一日も早く制定してもらいたい。	平成25年12月市議会定例会で条例を可決いたしました。
2		全体	議会基本条例について、上田らしさがあまりない。(独自性)	議会報告会の開催や請願陳情の趣旨説明制度など、これまで上田市議会が具体的に取り組んできた議会改革事項について、今後も継続的に実施していけるよう位置づけていること、また、活発な議員間討議を通じて審議が深められるようにするとともに、政策提言につながるような議員間討議が行なわれるよう規定したことなどが条例の独自性と理解しています。
3		全体	議会基本条例は、自治基本条例に基づき制定されるべきものと考えます。 自治基本条例との位置付け、関連について特に明記等もないが、どのように考えているか。	上田市自治基本条例の第3条第2項において、条例、規則等の制定改廃に当たっては、自治基本条例に定める事項との整合を図ることが規定されているため、重ねて関連等を明記することはしていませんが、議会基本条例の制定に当たっては、自治基本条例の市議会の役割と責務、市議会議員の責任といった規定を整合させることを前提として検討を進めました。
4		全体	議長、副議長、委員会に関する部分の規定は必要ないか。	条例を検討していく中で、様々な議論がありましたが、議長、副議長、委員長に関しては、既に地方自治法、委員会条例、会議規則などに基本となる定めがあり、実務上の考え方も一般的に確立されている部分もあることから議会基本条例においては、それ以外の基本的な事項を規定していくとの結論に至りました。
5		全体	自治基本条例の、多様な意見が反映されるように意見の集約に努める、開かれた議会運営に努める、議員の自己研鑽の部分が大きな特徴とされているが、議会基本条例には明確に示されていないように感じる。	第6条(情報の共有等)、第8条(議会報告会等)、第13条(研修及び調査研究)においてそれぞれの取り組みを規定しています。これらの規定に基づき、市民意見の集約、開かれた議会運営、自己研鑽に努めてまいります。
6		全体	議会基本条例の制定は大事なことと考えます。より良い議会になるものと考えます。	議会基本条例制定の意義をご理解いただいているものと考えます。条例の制定を契機として、民主的な市政の発展に寄与するため、市議会全体で議会改革の志を新たに、将来に引き継いでいきます。

7	全体		条例を制定する意義を考えると、二元代表制のもとにおける議会の監視チェック機能を強化するという事が極めて大きな要素になってくると思う。監視チェック機能をしっかり働かせていくために、もう一步踏み込んだ記述、文言を盛り込んでどうか。	議会の基本的な事項を規定することを意として、重要な役割である、監視・けん制・評価については、第4条（議会の運営原則）、第9条（市長等との関係）、第10条（議会審議における論点の形成）において、基本となる考え方を規定しています。
8	前文		赤松氏のことを前文で取り上げることはいいと思うが、上田市が赤松氏の出身地だから使命があるという表現は、自律した市議会の表現としてはふさわしくない。	上田市議会の議会改革は自らの意思で進めていきますが、その姿勢や志について見習うべき郷土出身の先人の存在を示すことで、上田市議会の強い決意を表明しています。
9	前文		それを今に活かす使命があります。とあるが、それとは何を指しているのか。	上田市出身の先人に学び、赤松氏の先見と改革の志を受け継ぐこと及び氏の将来を見据えた活動と議会の不断の改革を進めることを意としています。
10	前文		これまでも市民代表の合議制の議事機関である…とあるが「これまで」という表現はいつを指しているかが曖昧である。	基本条例の制定を新たなスタートと位置付け、この条例制定を契機として、今まで以上に議会の改革に取り組んでいくことを表しています。
11	前文		市民の負託に応え…とあるが、「信託」とすることが望ましい。以降も同様。	責任を負って市民から任せられるという意から負託という表現を用いています。
12	第1章	第1条	民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。とあるが、前文では発展に資するという表現を用いているが、意図はどこか。	前文では幅広く上田市の発展に役立つこと（資する）を意とし、第1条では地方公共団体としての政治に直接的に貢献すること（寄与する）を意としています。
13	第2章	第3条	自治基本条例では議会の責務と議員の責務を分けているが、ここでひとつにまとめて論じるのは整合性がなくなる。	議会運営において、議会の責務や議員の責務を規定している自治基本条例を始めとした条例、規則を遵守し、市民の負託に応えることを規定しており、整合性は図れていると考えます。
14	第2章	第4条(1)(3)	議員はもっと市民に近い存在となるべき、市民が行うまちづくりの活動に参加する等、議員の姿勢を表す表現で責務に入れられないか。	議会及び議員が市民に近い存在となり、活動することは大切であると考えます。しかし、基本条例はその具体的な方法まで規定するものではなく、議員個人によって様々な方法、形態等があると考えます。
15	第2章	第4条	この部分は議会の権限を述べたものであり、議会の運営原則とは異なるのではないか。	市民本意の立場で、監視、けん制及び評価し議会運営を行うことを意としています。
16	第2章	第5条(2)	前文に「市民の課題や解決策の現状を率先して把握し」を入れる。	市民の皆様の課題などをお伺いすることは大変重要であると理解しています。基本条例においても具体的に、第3章市民と市議会との関係、第7条請願及び陳情、第8条議会報告会等において、市民意見の集約に努めるものと規定しています。

17	第3章	第6条 第1項	自治基本条例にある意見の集約からプロセスの説明の部分を入れるべき。	第6条の各項は、市民意見の集約の前提である、議会と市民の情報共有について規定したものです。市民意見の集約は、個々の議員活動を通じて行うほか、議会として請願及び陳情、議会報告会などを通じて行うことを意としています。
18	第3章	第6条 第3項	視察研修の結果のみならず、内容を公開すべき。開かれた議会の実現のために議会の決意を述べて欲しい。	開かれた議会を目指して、視察研修の結果を委員会行政視察実施報告書とし、課題と目的、実施概要（日時、視察先、視察事業名、内容、考察）を公開しています。
19	第3章	第8条 第2項	市民の意思を把握するため…とあるが、多様な意見を集約するの意ではないか。	議会報告会は、議会や市政に関する情報を提供するとともに、市民の皆様のご意見をお聞きする場として位置づけております。市民の皆様のご意見を、しっかりと理解することを意として、「市民意見を把握するため」としています。
20	第4章		市長等との関係で、市長等とは何を指すのか。	市長等とは、市長及び執行機関の職員を指します。
21	第4章	第9条 第2項	主語がない。行うという主体が書かれていなければならない。	質疑は、本会議に出席している議員及び委員会に出席している委員が行うものです。ここでは本会議及び委員会で行われる質疑について、論点を明確にして行うことを意としています。
22	第4章	第10条	重要な政策かどうかはどういう基準に基づくのか不明。逆に重要でない政策とは何か。	重要な政策とは、まちづくりの基本方針や分野別の計画及び施策事業、市民生活に重大な影響を及ぼすことが予想される計画及び施策事業などを意としています。求められる施策は時代背景や市勢の状況による変化するものであり、長期的な視野にたち、情勢の変化に注視しながら、市長等との関係を構築したいと考えます。表現につきましては精査いたしました。
23	第4章	第10条 第5項	ここだけ個別の施策である総合計画という言葉が出ている。	総合計画は、市の将来ビジョンを描き、その実現に向けたまちづくりの方向性などを総合的に示したもので、まちづくりの最も基本となる最上位計画であり、市では、議会の議決事項として位置付けています。
24	第5章		議会の機能が明確になっていない中で議会の機能強化とは少し乱暴で、議会の権限、権能強化につながりかねないと危惧するところである。	地方分権が進む中、住民代表である地方議会の果たす役割はますます重要になっています。地方議会がその役割を十分に果たすためには、その機能の充実強化を図っていくことが必要であり、議会が自らの判断と責任において、より自主的かつ自律的に活動できるように取り組むことを意としています。

25	第5章	第12条	<p>議員間討議について、議会中に行うことなのか、議会外なのか、自由な討議の行く末はどのように合議されていくのか。</p> <p>議員間討議の導入には、討議ルールを作る必要性あり。</p> <p>議員間討議推進要綱は既にあるのか。</p>	<p>議員間討議は、議員間で積極的に自由な討議を行い、多様な意見を集約し意思決定をおこなうことで、喫緊の政策課題について市民の視線に立った独自の政策立案や政策提言を目指していくものです。</p> <p>具体的な仕組み作りについては、特別委員会で調査研究をすすめており、今後、取り組みを実践していくことを意としています。</p>
26	第5章	第13条	<p>議員研修会等の開催に努めるものとする…とあるが、理念条例だからこそしっかりした意思が伝わるよう、努めるという言葉ではなく議会としての強い主張として書くべき。</p>	<p>議員研修会等の開催については、その行為を義務づけるものではなく、議会として研修会等の開催に努力することを方針として定めることを意としています。</p>